

# 公 告

## 公募型プロポーザルの実施(公告)

島原市庁舎建設基本設計業務委託について、公募型プロポーザルを行うので公告する。

平成26年8月29日

島原市長 古川 隆三郎



## 1 業務概要

- (1) 業 務 名 島原市庁舎建設基本設計業務委託
- (2) 業 務 内 容 市庁舎の基本設計業務
- (3) 建 設 場 所 島原市上の町
- (4) 履 行 期 間 契約日から平成27年3月30日まで
- (5) 業 務 規 模 プロポーザル説明書 1プロポーザル要項 2業務規模に示す規模とする。

## 2 参加資格

参加表明書を提出できる者は、次に掲げるすべての要件に該当する特定建設関連業務委託共同企業体(以下「共同企業体」という。)とする。

### (1) 共同企業体に関する要件

- ① 自主的に結成された共同企業体であること。
- ② 経営の形態は、共同施工方式であること。
- ③ 構成員は、2者で構成するものとし、下記(2)及び(3)の資格要件を満たすもの1者、下記(2)及び(4)の資格要件を満たすもの1者との組み合わせとする。ただし、各構成員は、本業務に係る他の共同企業体の構成員となることができない。
- ④ 各構成員における出資比率の最小限度は、20%とする。

### (2) すべての構成員に関する要件

- ① 公告日現在において、島原市測量・建設コンサルタント等入札参加有資格者名簿(以下「名簿」という。)の、建築関係建設コンサルに登録されている者であること。
- ② 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

なお、支店等(支店等は、契約締結に関する権限の委任を証する書類を提出し、名簿に登録されている支店等に限る。)で名簿に登録されている者は、当該支店等が建築士法第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

- ③ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ④ 参加表明書の提出期限の日から見積執行日までの間において、島原市長から指名停止又は排除措置を受け、又は受けることが明らかである者でないこと。

- ⑤ 参加表明書の提出期限の日以前6か月から見積執行日までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- ⑥ 見積執行日までにおいて、会社法(平成17年法律第86号)第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始、破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、手続き開始の決定後、更生計画、又は再生計画の認可が決定された者で、島原市競争入札参加資格審査申請書を再度提出し、受理された者を除く。)
- ⑦ 公告日から見積執行日までの間において、本プロポーザルに参加しようとする者の役員(法人の無限責任社員、取締役、執行役、支配人、管財人等)が、本プロポーザルに参加しようとする他の者の役員を現に兼ねていないこと。

### (3) 代表構成員に関する要件

- ① 平成16年1月1日以降に業務が完了した延床面積が3,000㎡以上の庁舎の新築又は増築(増築の場合は、増築部分の延床面積)に係る設計業務を元請けとして行った実績を有すること(共同企業体による実績は、代表構成員としての実績とする。)
- ② 平成16年1月1日以降に業務が完了した延床面積が3,000㎡以上の庁舎の新築又は増築(増築の場合は、増築部分の延床面積)に係る設計業務を元請けとして行った実績を有する一級建築士を管理技術者として配置できる者であること(共同企業体による実績は、代表構成員としての実績とする。)
- ③ 共同企業体における出資比率が、最大であること。

### (4) 他の構成員に関する要件

- ① 当該共同企業体における出資比率が、代表構成員の出資比率を下回る者であること。
- ② 島原市内、雲仙市内及び南島原市内において、建築士法第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

## 3 審査

### (1) 審査方法

#### ① 一次審査

設計者選定の手続きに参加する共同企業体からの参加表明書に基づき、下記の選定基準により優秀な者を4者程度選定する。実施時期は、平成26年9月下旬の予定

#### ② 二次審査

一次審査で選定した参加者に対し、技術提案書の提出を要請し、併せて実施するヒアリングに基づき、下記の特定基準により、最も優れた提案者を特定し、併せて次点も選出する。実施時期は、平成26年12月の予定。なお、ヒアリングは公開で行う予定である。詳細については、該当者に後日通知する。

#### ③ 審査は、プロポーザル審査委員会により行う。

(2) 審査基準

	評価項目	評価方法
一次審査 (選定基準)	事務所の体制、実績等	有資格者数、同種業務実績等による評価
	担当チームの経験等	管理技術者及び主任技術者の経験、業務実績等による評価
	業務の実施方針	・庁舎建設計画エリアと大手広場利活用検討エリア（プロポーザル説明書 別紙2参照）の整備に関する考え方の評価 ・島原市庁舎建設基本構想（以下「基本構想」という。）を具体化するための方策の評価 ・組織体制、作業スケジュールの評価
二次審査 (特定基準)	特定テーマに対する技術提案	特定テーマである下記内容に対する技術提案を総合的に評価 ①市民の安全・安心を守り、島原らしい特性を生かした、コミュニティの中核としての庁舎の考え方 ②誰もが利用しやすく、市民の安全・安心な生活を守る「防災拠点」としての庁舎の考え方 ③環境に配慮し、島原市にふさわしい特性を生かした庁舎の考え方 ④市民参画の拠点や情報拠点としての庁舎の考え方

※ 二次審査においては、一次審査の評価も加味するとともに、参考見積額も勘案し、評価するものとする。

4 契約の締結

特定された最も優れた提案者と本基本設計業務についての契約締結の交渉を行う。その者との契約が成立しない場合は、次点になった提案者と契約締結の交渉を行う。

5 本基本設計業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を本基本設計業務の委託契約の相手方との随意契約により締結を行う予定の有無

有（島原市庁舎建設実施設計業務委託、島原市庁舎建設に伴う工事監理業務委託）  
ただし、当該業務に係る予算が成立しない場合は、契約の締結を行わない。

6 関係資料の配布期間、場所及び方法

(1) 公告及びプロポーザル要項は、下記に示す島原市のホームページに掲載する。

ホームページアドレス：<http://www.city.shimabara.lg.jp/>

(2) 公告、プロポーザル説明書及び技術資料のデータを CD-ROM により、①に定める期間、②に定める場所で配布を行う。なお、郵送による配布を希望する場合は、郵便（書留）により、②宛てに返信用封筒（定形外角2の大きさのもので、830 円の切手を貼り付けたもの）を同封して請求すること。

- ① 期 間 平成26年8月29日(金)から平成26年9月16日(火)までの間(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日等」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで
- ② 場 所 島原市 総務部 総務課 行政班  
〒855-8555 長崎県島原市上の町537番地  
電話:0957-63-1111(内線151)、FAX:0957-64-5525

#### 7 参加表明書の提出方法、提出先及び提出期間

- (1) 提出方法 持参又は郵便(書留)とする。
- (2) 提出先 6(2)②に同じ。
- (3) 提出期間 平成26年8月29日(金)から平成26年9月17日(水)までの間(休日等を除く。)の午前9時から午後5時まで(郵送の場合は必着のこと。)

#### 8 技術提案書の提出方法、提出先及び提出期間

- (1) 提出方法 持参又は郵便(書留)とする。
- (2) 提出先 6(2)②に同じ。
- (3) 提出期間 平成26年11月12日(水)から平成26年11月19日(水)までの間(休日等を除く。)の午前9時から午後5時まで(郵送の場合は必着のこと。)

#### 9 その他

- (1) 手続において使用する言語、通貨及び単位等は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限る。
- (2) 詳細は、プロポーザル説明書による。
- (3) 本基本設計業務の当初の業務委託の期限は平成27年3月30日までとするが、島原市議会で当業務に係る予算について、繰越明許費の承認後、契約工期を平成27年9月30日まで延長する予定である。

#### 10 問い合わせ先

- 6(2)②に同じ。